留 萌 市 か ら の お 知 ら せ

出生届を出された方は、後日に各窓口で手続きをお願いいたします。

※記載中、年と年度の違いにご留意ください

必要な手続き	申請・届出の内容	必要なもの	窓　口
マイナンバーカードの申請（特急発行）	マイナンバーカードを特急発行で取得される場合、手続きをお願いします。 ※通常1月弱のところ、1週間程度で交付可 ※出生届提出日（休日・夜間提出時は翌営業日）中の申請であれば短期間で取得可能	【出生届同日申請の場合】※本人来庁不要 〇母子手帳 【後日申請の場合】※要本人来庁 〇法定代理人の本人確認書類（免許証等） 〇母子手帳（届出済証明記載のもの） 〇乳幼児等医療費受給者証　など	市民課 窓口④番 0164-42-1805
児童手当の申請 （生まれた日の翌日から１５日以内）	０歳から１８歳に到達した後の最初の３月末まで支給されます。 （扶養義務者の住民登録地で申請していただくことになります。公務員の方は各事業所で申請して下さい。）	〇請求者の健康保険情報が分かるもの 〇請求者名義の銀行の通帳 〇請求者及び配偶者のマイナンバーカード又はマイナンバー記載の住民票 〇印鑑（シャチハタ以外） ※第２子以降の時は印鑑のみ必要	子育て支援課 窓口⑩番 0164-42-1808
子ども医療費助成の申請	０歳から高校生までの子どもの医療費を全額助成します。 （留萌市民の場合。助成内容は市町村毎に異なります。）	〇世帯主と子どものマイナンバーカード または 〇子どもの健康保険情報がわかるもの 〇世帯主の所得課税証明書 （所得と課税額の記載された証明書） ※本年1月1日時点で市外在住の方のみ必要 ※市町村民税税額通知書で代用可 申請時期で必要書類の年度が変わります ◇4/1～7/31：前年度分　◇8/1～3/31：当年度分	市民課 窓口②番 0164-42-1805
国民健康保の届出（加入者のみ）	住所地の国民健康保険に加入し、出産前後の保険税が免除されます。また、該当者には出産育児一時金を支給します。	〇世帯主と母親のマイナンバーがわかるもの 〇医療機関から出産育児一時金の書類を貰った方は書類と世帯主の口座がわかるもの	
国民年金の届出（加入者のみ）	出産された方（予定の方含む）の出産月前月から４ヵ月間（多胎妊娠の場合は３ヵ月前から６ヵ月間）の年金保険料が免除されます。	①母親のマイナンバーカード ②　※①をお持ちでない場合 ・身分証（免許証、パスポート等） ・マイナンバー記載の住民票等	市民課 窓口③番 0164-42-1805